総合治水事務所業者選定委員会設置要綱

(要旨)

第1条 総合治水事務所が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託(以下「建設工事等」という。)並びに建設工事等を除く業務委託及び物品購入等(以下「業務委託等」という。)に係る業者の適正な選定等を図るため、県土整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱第9条に基づき、総合治水事務所に総合治水事務所業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる建設工事等に係る指名競争入札の指名業者の選定に関すること
 - ア 執行予定額が1億5千万円未満の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が1千5百万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持 管理の委託
 - (2) 次に掲げる建設工事等に係る一般競争入札の入札参加条件に関すること
 - ア 執行予定額が1億5千万円未満の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が1千5百万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持 管理の委託
 - (3) 次に掲げる建設工事等に係る随意契約の見積依頼業者の選定に関すること
 - ア 執行予定額が250万円未満の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が100万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託
 - (4) 低入札価格の調査に関し、必要な事項
 - (5) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 所長

副会長 副所長

委 員 担当部長及び担当課長

(運営)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代行する。
- 2 委員会は、会長が招集する。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申)

- 第6条 第2条各号に規定する事項の内申は、その建設工事等又は業務委託等を所管する 担当課長が、次の各号の中からその内申に必要な資料により行うものとする。
- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料 (内申書)
- (2) 指名する業者(案)
- (3) 一般競争入札の公告文(案)
- (4) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (5) 所長又は内申を行う課長が必要と認めた資料
- (6) その他必要な資料
- 2 前項各号の資料は、機密扱いとし、所長に提出するものとする。
- 3 所長は、受領した第1項各号の資料を委員会の審査に付するものとする。

(決定)

第7条 第2条各号に規定する事項は、委員会の審査に基づき、所長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

- 第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめるものとする。
- 2 前項の議事録のうち建設工事等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後、総合治水事務所において自由に閲覧できるようにするものとする。
- 3 第1項の議事録のうち業務委託等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものに ついては、入札終了後又は契約の相手方の決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、総 合治水事務所において情報提供を行うものとする。
- 4 第2項の閲覧を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

- 5 第3項の情報提供を行う期限は、契約を締結した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 6 第6条第1項各号の資料は、前2項の期間は保存しなければならない。
- 7 第6条第1項各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人 その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公に することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す るおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は、不開示情報のため機密扱 いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務用地担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定及び入札 参加条件を審査する場合に適用する。
- 3 埼玉県総合治水事務所工事請負等業者選定委員会設置要綱は、平成26年3月31日 をもって廃止する。

附則

1 この要綱は、平成30年1月30日から施行する。